

## 回 答 書

1) 西道路側から資材搬入や出入りするために、フェンスの一時的撤去と復元が必要となりますが、国交省仕様で復元をする場合に、概算費用額が分かればご教示下さい。

回答) フェンスの規格についての資料を提供することは可能ですので、復元に必要な概算費用についてはご自身で計算して下さい。

2) 資材搬入は、高速道路から東急車両基地からクレーンによる搬入が必要と思われますが、

① 道路に車両を停止しての搬入は可能ですか。

回答) 京奈和自動車道にクレーンを停車させることは、一般車両の通行の支障となるため不可です。

②東急車両殿に工事期間の利用依頼は可能でしょうか。可能な場合、窓口のご紹介を頂けるでしょうか。

回答) 利用依頼については、占用予定者に選定された後、道路占用許可申請書を提出していただくまでの間に、ご自身で行っていただくことになります。

3) 東側に四段目になる法面がありますが、利用可能でしょうか。

回答) 利用可能です。

4) 提案募集の内容で、提案施策について占用区域外も含めてとありますが、紀の川全域でもいいのでしょうか。

回答) 道路の維持管理に寄与することを中心に提案していただければ紀の川全域でも結構です。

ただし、政策減免については、募集要項2(5)①に記載しているように、道路維持管理への協力が行われると道路管理者が認めた場合に適用されることになります。

5) 確認ですが、工事期間は占用期間の20年に含まれますか。事業計画において約21年9ヶ月とするか、延長有りの20年を前提で計画すればよいかご教示下さい。

6) 公募案内に平成27年許可で最長平成47年3月31日までとありますが、道路占用許可申請期限9月18日以降の工事着工では、実質19年間の発電期間しかありません。固定買取期間が20年ですので投資回収の視点から更なる1年間の延長は不可でしょうか。

回答) 工事期間も含めて、占用期間は5年間です。初年度は、4年と数ヶ月になります。以後、3回の更新期間を含めると最長20年間です。  
なお、再エネ特措法に基づく設備認定や電気事業者との連系が整った時点で、道路占用許可申請書の提出は可能です。

7) 複数企業による申請としますが、提出書類は、参加企業全て必要ですか、代表会社だけでいいでしょうか

- ① 法人概要の「法人登記証明書」と「印鑑証明」
- ② 「誓約書」、「納税証明書」

回答) ①②共に参加企業全て必要です。

8) 近隣説明が必要かと思いますが、どの範囲まで必要でしょうか。

東急車両殿には説明と協力要請が必要と思っておりますが、説明窓口のご紹介はいただけますか。

回答) 募集要項(8)設置条件に記述していますが、占用予定者に選定された後、道路占用許可申請書を提出していただくまでの間に、市道管理者(紀の川市)及び所轄警察署(岩出警察署)と調整を行っていただくこととなります。また、道路占用許可申請書を提出していただく際に、地元(地元区と隣接者)からの同意書を添付していただき、同意を得るための説明は占用予定者で行っていただくこととなります。

9) 法面土壌に関する情報(深さ、硬度他)は提供はいただけますか。又、土中に大きな石が混合されているかどうかはわかりますか。

回答) 深さ及び硬度についての資料は提供可能です。大きな石について、元々地山だった箇所については、大きめの転石が含まれている可能性があります。それ以上に盛土したところには、使用材料は主に土であるため、岩石はほとんど含まれていません。地山であった箇所についての資料は提供可能です。

10) 再エネ特措法に基づく設備認定や電気事業者との連系不可、平成27年度買い取り

価格変更による事業の見通し悪化による、選定通知を頂いた後の事業取りやめは可能ですか。

回答) 期限までに占有計画書または道路占有許可申請書の提出がなければ、占有申請する意思がないものとして取り扱います。